

こ放第 1209号  
令和2年3月3日

放課後キッズクラブ  
はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その8＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

3月3日（火）より公立学校等が一斉臨時休業期間を行うことに伴い、留守家庭児童等の居場所の確保にご尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

今般、厚生労働省と文部科学省の連名により、放課後児童健全事業所の運営に際し、留意いただく衛生管理等について、事務連絡がありました。

各事業所におかれましては、事務連絡等を参考に、衛生管理を徹底していただくよう改めてお願いします。

また、事業所向けのFAQを更新しましたので、周知します。

＜添付資料＞

別添1：事業所向けFAQ（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

別添2：新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）（令和2年3月2日 元文科初第1598号）

別添3：小中学校、義務教育学校における緊急受入れの柔軟な対応について（依頼）（令和2年3月3日 教特教第1980号）

こども青少年局放課後児童育成課  
担当：大岩・荻野・竹内  
TEL：671-4068

## 【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
1	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	<p>現時点では、国から具体的な基準などは示されていませんが、手を伸ばすと届く距離で、会話を続けるなどの濃厚接触は避けるなど、感染症予防を徹底していただくようお願いします。</p> <p>学校施設等で児童を預かる場合の留意事項として、教室等においては、座席間を離し、1 m以上離して交互に着席するなど、できる限り子どもの距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触は避けるよう考え方が示されました。</p> <p>この考え方を踏まえ、キッズ・はまっ子においても、1 m以上の距離を目安として、できる限り子どもの距離を離し感染症予防に努めてくださいますようお願いいたします。</p>	3月2日 3月3日
2	校庭や体育館を使って活動して良いのか。	<p>現時点で国から具体的な基準などは示されていません。現時点では、学校での「緊急受入れ」の状況等を勘案し、校庭・体育館の利用等について学校にも相談をした上で対応をしてください。</p> <p>現時点で、国から校庭利用の具体的な基準は示されていませんが、教室等の屋内については、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけると共に、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適正な措置を講ずるよう考え方が示されました。学校での緊急受入れの状況等を勘案するとともに、国の考え方を踏まえながら、学校と相談したうえで対応をしてくださいますようお願いいたします。</p>	3月2日 3月3日
3	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、キッズクラブを利用できるのか。	<p>子どもの体温を問わず、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合、受入れはできません。</p>	3月2日

## 【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
4	高学年を受け入れるために、クラブごとの判断で朝から開所することは可能か。	現時点では、学校の一斉臨時休業期間中は、市内全ての小学校の開所時間を学校による「緊急受入れ」の終了後からとさせていただいておりますので、朝から開所することは行わないようにしてください。 なお、4年生以上については、3月3日付で教育委員会から、高学年における緊急受入れの柔軟な対応について通知が発出されましたので、保護者の皆様から午前中の利用について相談があった場合は、まずは学校にご相談するようお願いいたします。	3月2日 3月3日
5	土曜日の利用時間と利用対象は。	キッズクラブ：開所時間は8時30分から、利用できる児童は区分2登録児童 はまっ子：開所時間は9時から、利用できる児童は留守家庭児童等であることが確認できる児童	3月2日
6	利用者が誰もいない場合、閉所してよいのか。	利用希望をとって、利用希望者がいない場合は、閉所していただいて差し支えありませんが、利用者から希望があった場合に、開所できる体制を整えておいてください。	3月2日
7	利用区分変更申込書は利用当日までに提出が必要なのか。	申請があった児童を確認するためにも、利用にあたっては、（区分変更の場合）利用区分変更申込書、（新規登録の場合）利用申込書の提出を必要とします。留守家庭児童等であることの証明書（就労証明等）は後日の提出でも可とします。	3月2日
8	区分変更の申請に必要な就労証明書は、すでに提出いただいている場合も、新たに提出してもらう必要があるのか。また、今回、提出してもらった証明書を新年度の利用申請の添付資料として活用してよいのか。	保護者が就労していることが確認できる資料を既に入手している場合は、新たに求める必要はありません。また、次年度の申請用に新たに提出していただく必要はありません。柔軟に対応してください。 ※今回のコロナウイルス対応で、はまっ子ふれあいスクールに就労証明書を提出した場合で、次年度4月からキッズクラブの区分2に申請する方については、新たに就労証明書を提出していただく必要はありません。	3月2日 3月3日

## 【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
9	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	できればマスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	3月2日
10	児童のお迎えの対応には変更があるのか。	通常通り、キッズクラブの一斉下校後以降はお迎えは必要です。一斉臨時休業期間中は区分2のみの預かりのため、一斉下校前の下校は想定していませんが、学校の対応に準じて、保護者のお迎え等、通常より安全面に配慮した対応としてください。	3月2日
11	「緊急受入れ」の対象児童を個別級以外は低学年としているのはなぜか。	臨時休業期間中に各家庭において、児童だけで過ごすことに不安を感じる保護者が多いと考えますが、休業の趣旨である「多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える」ということを踏まえて、低学年児童の確実な受入れが最優先であると判断しています。	3月2日
12	「緊急受入れ」は、何時までか、またどのように児童は過ごすのか	各学校での受入れについては、3月2日付で教育委員会から学校あてに通知が出ていますが、各学校の通常の課業時間において実施します。小学校においては原則として14時30分までとしています。緊急受入れでは、課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組むこととしています。	3月2日
13	受入れ時間について、学校から要請された場合、お昼（午後0時）から受入れないといけないのか。	教育委員会が学校長あてに通知した内容では、実施時間は、「各学校の通常の課業時間に準ずる」としており、「小学校においては、14時30分までを原則とするが、放課後事業と調整の上、学校の状況に応じて柔軟に設定する」としています。そのため、キッズクラブでの受入については、原則としている14時30分からとなることを学校に伝えてください。学校との調整がつかない場合には、放課後児童育成課にご連絡ください。	3月2日
14	「緊急受入れ」の対象ではない（4年生以上）が、家で一人で留守番をさせるのが不安なため、朝から預かってほしい。	「緊急受入れ」は、学校等の一斉臨時休業期間中の緊急的な対応として実施するものであり、感染拡大防止の観点で実施しているため、ご了承ください。	3月2日
15	私立・国立小学校に通学する児童かつ区分2登録児童は利用できるのか	14時30分から利用できます。 (はまっ子も準じる)	3月2日

## 【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
16	【キッズのみ】区分2登録児童数が増えたため、面積基準が満たせなくなる場合は、どのように対応すればよいのか。	新たな活動場所を学校と調整しますので、そのような事態が見込まれる時は、放課後児童育成課までご連絡ください。	3月2日
17	【キッズのみ】区分1から区分2への変更希望者について、希望人数が多くなり、単位が増加し職員の不足が不安である。職員の人数について、柔軟な対応は可能なのか。	一斉臨時休校期間中の職員配置については、利用区分1（放課後子供教室）は受入れを行わないため、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱の別表1に定める職員最低配置基準ではなく、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして、運営を行ってください。	3月2日
18	【キッズのみ】区分2定員増により、単位2になった場合、職員数が約2倍になるが、職員配置はどのような解釈になるか。	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして運営を行ってください。	3月2日
19	【キッズのみ】一時利用はできないのか。	一斉臨時休校期間中においては、留守家庭児童等の受入とするため、利用する場合には、区分2への登録をお願いします。ただし、2月28日の通知以前に既に一時利用の予約があった場合には、利用者に必要性を確認した上で受入れることは可能です。	3月2日
20	【キッズのみ】現在、登録しておらず利用をしていない場合、区分2への申し込みは可能かどうか。	可能です。ただし、区分2の利用料の他、傷害見舞金制度（500円）を負担していただく必要があります。	3月2日
21	【キッズのみ】区分2に登録している低学年児童は「緊急受入れ」を利用しなければならないのか。	「緊急受入れ」を利用していなくても、区分2登録をしていれば、放課後キッズクラブを利用することができますが、登下校時は安全面を考え、できるだけ一人で登下校しないよう、保護者へ伝えてください。	3月2日

## 【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
22	【キッズのみ】キッズを利用するのに、なぜ区分を変更しなければならないのか。5,000円の利用料は必要か。	一斉臨時休業期間中は、保護者が就労等で不在にしている、留守家庭児童等を対象として受け入れを行っているため、留守家庭児童等を対象としている区分2への登録をお願いします。	3月2日
23	【キッズのみ】他の民間学童のお迎えのみで利用する区分1の児童については利用できますか。	区分2への登録が必要になります。	3月2日
24	【はまっ子のみ】留守家庭児童等であることの証明書について、様式はありますか。	放課後キッズクラブの就労証明書を使用し、作成してください。様式は横浜市のHPに掲載してあります。 URL： <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkago-kids/kids-youshiki.files/0076_20190403.xlsx">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkago-kids/kids-youshiki.files/0076_20190403.xlsx</a>	3月3日
25	【はまっ子のみ】はまっ子ふれあいスクールの就労証明は、キッズクラブのものを代用することだが、宛名等を放課後キッズクラブからはまっ子ふれあいスクールに訂正して提出をする必要があるか	宛名等については、放課後キッズクラブ又ははまっ子ふれあいスクールのいずれも可とします。	3月3日
26	一斉下校時間までは、塾などへの一時外出（一時帰宅）は可能でしょうか。	現時点では、国から具体的な基準などは示されていませんが、感染症対策の観点から、外出は避けるようにしてください。	3月3日
27	人口密度を下げるために、校庭や体育館以外の学校施設の利用は可能でしょうか。	国から、密集性を回避し感染を防止する観点ことから、教室等についても、積極的に活用するように、通知がでています。教室等を追加で利用する場合は、まずは、個別に、学校と調整してください。	3月3日
29	おやつ提供時に気をつけることはあるか	食事前の手洗いを徹底すると共に、必要に応じてアルコール等による消毒を行ってください。また、食事の際もできるかぎり周囲との距離を離すと共に不用意な接触は避けるようお願いいたします。	3月3日
30	衛生管理で気をつけることはあるか	教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行ってください	3月3日

元文科初第 1598 号  
子発 0302 第 1 号  
障発 0302 第 6 号  
令和 2 年 3 月 2 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
各 中 核 市 市 長 殿  
附属学校を置く国公立大学法人の長  
文部科学大臣所轄学校法人理事長  
構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
文部科学省総合教育政策局長  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
厚生労働省子ども家庭局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した  
放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、小学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請したところです（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。

これに伴い、政府として、企業等に対して、子どもを持つ従業員が休暇を取得

できるよう配慮をお願いしているところですが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）や放課後等デイサービス事業は感染の予防に留意した上で原則として開所していただくこと等について依頼してきたところです。しかし、ふだん以上に子どもが来所することにより、必要な体制が十分確保できない可能性があることから、このたび、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、子どもの居場所の確保を図るための取組方策等を下記のとおり整理しましたので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、子どもの居場所の確保に尽力されるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本通知を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 子どもの居場所確保に向けた取組方策

今回の臨時休業に際して、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要であるが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定される。そうした場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、以下の取組を推進されたい。

#### （1）子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保

①放課後児童クラブ・放課後等デイサービス（以下「放課後児童クラブ等」



という。)の業務に教職員が携わることについて

学校の教職員が日常的に放課後児童クラブ等の業務に携わるとは想定されないところであるが、今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わるとは可能である(令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡参照)。

また、教員については、教員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する「平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとして差し支えなく、同令第10条第2項に規定する補助員とすることも差し支えない(令和2年2月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡参照)。なお、教員免許状を有しない職員が職員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、同令第10条第2項に規定する補助員として差し支えない。

また、放課後等デイサービスに置くとされている児童指導員について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条第9号においては、「教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの」とされており、本件対応に当たる教員はこの要件を満たすと考えられる。

については、今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、福祉部局と教育委員会等が連携し、以下の取組を促進すること。

- ・放課後児童クラブ等を運営する法人間での連携や市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じた人材確保
- ・放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定される場所であり、例えば、学級を担任する教師にあつては、当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わることが困難であることが一般的に想定され、学級を担任する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブ等を支援することが考えられるところであり、個々の教職員の

業務負担を踏まえた上で、適切に御検討いただきたい。また、②のように学校において子どもの居場所を設ける場合には、②の業務による負担を踏まえた上で、放課後児童クラブ等への支援について御検討いただきたい。

## ②学校において子どもを預かることについて

今般、臨時休業を行うよう、各教育委員会等に要請したところではあるが、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではなく、学校において、以下のように柔軟に対応することも可能である。各学校の設置者においては、こうした各学校における取組に向けて、感染の予防に留意した上で、必要な対応を行うこと。

- ・放課後児童クラブを利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を対象に、通常の授業時間の範囲内において学校に受け入れ、自習、校庭や体育館での活動等を実施
- ・地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」も活用し、子どもの居場所を確保

また、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に関しては、令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知を踏まえ、各教育委員会等においては、自宅等において一人で過ごすことができない幼児児童生徒について、例えば、

- ・福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れる
  - ・やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとる
- などの対応が行われている。

こうした対応も参考に、自宅等において一人で過ごすことができない特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒の居場所の確保について、引き続き適切に対応すること。

## (2) 学校の教室等の活用

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや、密集性を回避し感染を防止すること等から、

一定のスペース確保が必要である。については、これまでも「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）等に基づき、学校施設の活用を促進してきたところであるが、今般の臨時休業に伴い、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、放課後等デイサービスについても、今般の臨時休業に伴い、従来の利用児童数よりニーズが高まることが考えられる。また、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要である。今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

### (3) (1) 及び (2) を通じた留意事項

- ・児童生徒等が利用する施設については、児童生徒等の安全を確保する観点から、別紙資料等を参照し、衛生管理に十分留意すること。その際、消毒液の確保等、衛生管理について関係者が連携して取組を行うこと。
- ・家庭や地域の実情を踏まえ、施設を利用する児童生徒等に対して学校給食などの昼食を提供することも考えられること。

## 2 放課後児童クラブに関する財政措置

今般の対応に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合  
1日当たり 10,200円
- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合  
1日当たり 36,000円

の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することとしている。

交付要綱や申請手続き等については追って厚生労働省等より連絡するが、こうした財政措置も踏まえ、各位におかれては積極的に取組を推進されたいこと。

## 3 放課後等デイサービス事業所の対応

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、

- ・幼児児童生徒の受け入れに当たっては、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすること
- ・臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取扱いとしていること

をお示ししており、各位におかれては、これらの取扱いも参考にすること。

#### 4 子どもの居場所確保に関する状況の把握の協力について

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブ等利用児童数よりニーズが高まることも考えられ、政府としても、今般の臨時休業に伴う負担軽減のため支援を行うこととしており、柔軟な対応が必要なこと等に鑑み、都道府県等に対し、実施場所、実施時間、利用者数などの状況の把握を行うことを予定しているため、各都道府県等福祉部局及び教育委員会等におかれては予め御了知いただくとともに、今後御協力いただきたいこと。

#### 5 その他

必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を連絡する場合があること。

#### <本件連絡先>

- 放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（03-5253-1111（内 4966））  
文部科学省 初等中等教育局 財務課（03-5253-4111（内 2588））
- 学校において子どもを預かる際の衛生管理について  
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課（03-5253-4111（内 2976））
- 放課後子供教室について  
文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課（03-5253-4111（内 2005））
- 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒について
  - ・放課後等デイサービス事業所における対応に関すること  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-5253-1111（内線 3072, 3102））

- ・特別支援学校等学校における対応に関すること  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（03-5253-4111（内線 3193））

- 学校の教室等の活用について  
文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課（03-5253-4111（内  
2464））

## ○子供の居場所の確保に係る衛生管理について

臨時休業の実施に際して、学校施設等において児童生徒を預かるなどの措置を講ずる際には以下の事項に留意してください。

### 1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

### 2 環境衛生管理の留意事項

#### ①教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避

教室等において、座席間を離して配置し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに（図参照）、不要な接触は避けるよう指導する。

#### ②適切な環境の保持

教室等の適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

#### ③教室等の清掃

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

#### 例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

### 3 昼食をとる際の留意事項

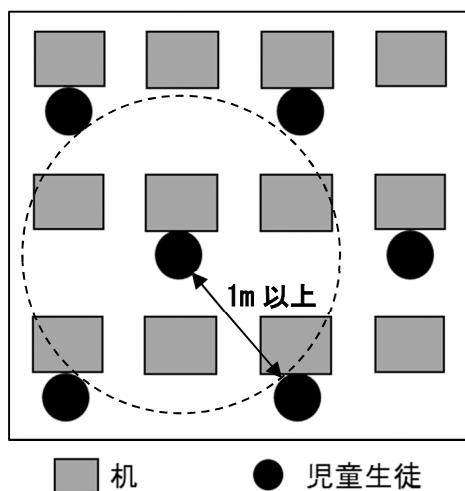
#### ①食事前の手洗い等の徹底

食事の前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行うなど、指導を徹底する。

#### ②昼食時の児童生徒の配置について

昼食時においても、その他の時間同様、できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

図：座席配置のイメージ



咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため<sup>1,2</sup>、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1 m 以上保つように座席を配置する<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 厚生労働省動画チャンネル (YouTube)

「マスク着用の重要性 (インフルエンザをうつさないために)」

[https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TMT\\_Cc](https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TMT_Cc)

<sup>2</sup> 東北医科薬科大学病院感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム、新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第 1 版]

[http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症\\_市民向けハンドブック\\_20200225\\_1.pdf](http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf)